

第1章 総則

1 目的

この指針は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「施行令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「危告示」という。）、置賜広域行政事務組合火災予防条例（平成23年条例第14号。以下「条例」という。）、置賜広域行政事務組合危険物の規制に関する規則（平成24年規則第15号。以下「規則」という。）に定める危険物規制事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語

この指針における用語の意義は、法、施行令、施行規則、危政令、危規則、危告示、条例、規則に準ずる。また、この指針に適用する日本産業規格（2019年6月30日以前は日本工業規格。以下「JIS」という。）は、当該JISの最新のものとする。その他、本指針に使用する法令名等の略称は、次のとおりである。

- (1) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）をいう。
- (2) 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）をいう。
- (3) 「建基則」とは、建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号）をいう。
- (4) 「技術上の基準」とは、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準をいう。

3 運用上の留意事項

危険物に関する消防法の規制については、一般的他法令と同じく法改正による遡及は原則受けないものである。ただし、位置の規制、並びに、改正法令施行時において現に存する対象の構造及び設備については、経過措置により現行法規準への改修を要する場合がある。さらに、法改正後に増設される設備については変更許可時（許可に準ずる場合を含む。）において施行される法令基準に従い設置するものである。◆

この指針は、各法令の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、危険物施設事故事例等に係る知見及び技術的背景等から、危険物施設の貯蔵又は取扱いの方法等に応じた安全対策を向上するために、本消防本部が付加した行政指導事項を含むものである。

これらの指導事項（指針内は◆で表示）については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、相手側の任意の協力によって実現されるものであることを前提とするものである。